

## 人権教育プログラム P97

### 「適正な男女平等教育の推進のために」より

本校では、日頃から十分な配慮のもと行われているところですが、あらためて文科省や都教委の公式見解を一読し、共通理解を深めて下さい。

東京都教育委員会が進める男女平等教育は、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、児童・生徒等に男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女の本質的平等の理念を理解させ、その具現化を図ることを目指している。学校での様々な教育活動を通して行われる男女平等教育は、それぞれの教育活動の目的を踏まえるとともに「男らしさ」や「女らしさ」をすべて否定するような誤った考え方としての「ジェンダー・フリー」に影響されることなく、適正な男女平等教育を推進することが大切である。

適正な男女平等教育の推進のために学校で行っている教育活動を身近なところから見直して見る必要がある。

#### ○ 教育活動の内容に応じて男女の違いに配慮していますか。

学校においては、児童・生徒等一人一人の人権を尊重するとともに心身の発達段階等を踏まえ、教育活動の内容に応じて男女の違いに配慮した指導や活動の場面等を確保しなければなりません。児童・生徒等の気持ちや保護者の意見等を踏まえ、学校としての考え方を明確にし、丁寧な説明と、理解を図ることが大切です。(以下抜粋)

(例) 体育活動等に伴う着替えでは…

学校における体育活動等に伴う更衣の場面では、生活指導や安全管理、その他教育上必要な配慮を行うとともに男女の違いや心身の発達段階も踏まえた対応が必要です。

例えば、更衣の場所を男女で分ける、パーテーション等で部屋を仕切る、更衣の時間帯を男女別にするなど、適切に行うことが必要です。

(例) 運動会等における騎馬戦等では…

運動公等で児童・生徒等が集団で「やぐら」、「ピラミッド」等をつくる組体操や騎馬戦等、身体接触を伴う場合には、児童・生徒等の男女の違いに十分配慮する必要があります。児童・生徒等の心身の発達段階を踏まえ、目的を明確にして、演技の内容を工夫したり、種目を見直したりすることが大切です。

#### 「学校における男女の扱い等に関する調査の結果等について（通知）」〔H18年6月30日〕

このことについて、別添のとおり、調査結果がまとまりましたので送付いたします。

学校における教育活動については、それぞれの教育活動のねらいや児童生徒の発達段階を踏まえながら、児童生徒一人一人の心情を考慮するなどして進めることが必要です。

このような観点からすると、とりわけ、男女が同じ部屋で宿泊すること、男女一緒に同室で着替えを行うこと、騎馬戦において男女混合の騎馬を組むことなどは、児童生徒に羞恥心やとまどいを感じさせるおそれも大きく、児童生徒の心身の発達段階を踏まえた、学校としての適切な対応が求められるところです。

以上を踏まえ、各都道府県及び指定都市教育委員会においては、各学校が前記の観点から配慮すべき事項について確認するとともに、児童生徒の心身の発達段階を十分に踏まえながら、また、必要に応じ保護者等の理解を得るなどして、適切な教育活動を行うよう指導願います。

また、学校における男女の扱い等については、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）の記述をも念頭に置きつつ的確に対応していただきますようお願いいたします。